

# 提出書類確認表

患者氏名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 ( )

日中に連絡のつく  
電話番号 \_\_\_\_\_

書類を提出される前に、必ず必要書類がそろっているか確認の上、左端のチェック欄にチェックをしてください。

チェック欄	番号	提出書類	対象者
<input type="checkbox"/>	1	提出書類確認表（この用紙です）	全申請者
<input type="checkbox"/>	2	支給認定申請書 (大分県健康政策・感染症対策課のホームページからダウンロードできます。各保健所にも備え付けてあります。)	
<input type="checkbox"/>	3	臨床調査個人票 (厚生労働省のホームページからダウンロードできます。各保健所にも備え付けてあります。)	
<input type="checkbox"/>	4	個人番号（マイナンバー） ※申請書に記載が必要ですが、提出は不要です。 (個人番号は患者本人と住民票の同一世帯員の中で同じ医療保険に入っている方の分が必要です。) ※記載がない場合、住民票、課税証明書、医療保険の資格情報が確認できる資料（別紙1参照）の提出が必要です。	
<input type="checkbox"/>	5	同じ医療保険加入者でほかに医療受給者証（指定難病・小児慢性特定疾病）をもっている方の受給者証の写しまたは申請書の写し	該当者のみ
<input type="checkbox"/>	6	医療費申告書及び申告内容を証明する領収書等（新規申請の場合） (大分県健康政策・感染症対策課のホームページからダウンロードできます。各保健所にも備え付けてあります。) 軽症高額基準該当者について  ・軽症高額該当とは、特定医療費の支給認定の要件である重症度分類等（認定基準）を満たさないものの、支給認定の申請日の属する月以前の12月以内（※1）において、医療費総額が33,330円（※2）を超える月が3月以上ある患者には、支給認定を行うことをいいます。  (※1) 申請日の属する月から起算して12月前の月、又は支給認定を受けようとする指定難病の患者が当該指定難病を発症したと認めた月を比較していずれか後の月から申請日の属する月までの期間。 (※2) 医療費総額33,330円に考慮する医療費については、入院時の食事療養費・生活療養費は除く指定難病に係るもののみとなります。	軽症高額基準に該当する方で、希望する方のみ  ※認定基準を満たしていない場合でも、左記の基準に該当すれば指定難病に対する医療費助成を受けられる場合があります。
<input type="checkbox"/>	7	患者本人の前年の障害年金等※が確認できる年金証書等（以下の場合には不要） ・市町村民税が課税されている世帯の場合 ・患者本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万9千円を超える場合 ※障害年金等の種類は申請書裏面に一覧表があります。	該当者のみ
<input type="checkbox"/>	8	生活保護受給者であることを証明するもの (福祉事務所等で交付される「生活保護受給証明書」等を提出してください。)	生活保護受給者

個人番号（マイナンバー）関係の必要書類

※個人番号（マイナンバー）に関する注意事項を別紙2に記載していますのでご確認ください。

チェック欄	番号	提出書類	対象者
<input type="checkbox"/>	9	本人申請の場合（①（※1と※2の両方が必要です。）、②のいずれか） ①患者本人の通知カードまたは個人番号付きの住民票（※1番号確認） 及び運転免許証またはパスポートや障害者手帳等（※2身元確認） ②患者本人の個人番号カード	本人申請の場合
<input type="checkbox"/>	10	代理人申請の場合（①～③全て） ①代理権の確認できるもの…委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本、患者本人の保険証等 ②代理人身元が確認できるもの…代理人の個人番号カードや運転免許証、パスポート等 (原本の提示が必要) ③患者本人の個人番号が確認できるもの…通知カード（写し）、個人番号カード（写し）、 個人番号付き住民票等	代理人申請の場合

## 医療保険の資格情報が確認できる資料等について

医療保険の資格情報が確認できる資料（以下のいずれかを提出してください。）

- ①医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」  
写しを提出してください。
- ②マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」  
印刷したものを提出、もしくは保健所の窓口で資格情報画面を職員に提示してください。

患者が加入している 医療保険の種類	「医療保険の資格情報が確認できる資料等（確認資料等）」が必要な方
被用者保険 （健康保険・共済組合など）	①「患者」及び「被保険者」の確認資料 ②「同じ医療保険に加入している人で、ほかに指定難病または小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方」がいる場合は、その方の確認資料
国民健康保険組合 （医師・歯科医師・土木・建設など）	「同じ医療保険に加入している世帯全員分」の確認資料
国民健康保険 後期高齢者医療広域連合	「同じ医療保険に加入している世帯全員分」の確認資料 ※遠隔地の特例、修学中の特例の場合は、管轄保健所におたずねください。

## 個人番号（マイナンバー）に関する注意事項

申請には個人番号の記入が必須となります。未記入の場合、追加の書類を求める場合があります。

【患者以外に必要な個人番号】  
患者と同じ医療保険に加入している方、全員の個人番号が必要となります。（これに係る、提出・提示する書類はありませんので、申請書に対応する方の個人番号を正確に記載してください。）

【本人以外の方が手続きされる場合】

- （１）本人の代理で申請する場合  
提出書類確認表番号 10 をご確認ください。
- （２）本人が作成した申請書を提出のみする場合（申請書類への修正や追記はできません。）  
番号確認に必要な書類  
・患者本人の個人番号カード（写し）、通知カード（写し）、個人番号付き住民票（写し）のいずれか

〈申請受付時の注意事項〉

- 申請を受理してから、受給者証の発行まで概ね 3 か月かかります。  
また審査の結果、保留又は却下となる場合も、概ね 3 か月後に通知されます。
- 申請を受理してから 3 か月の間は審査期間で、審査会での審査などが行われるため、個別の審査状況のお問い合わせには応じられません。
- 医師の診断日や申請日を元に、受給者証の有効期間は遡って設定される場合があり、有効期間から受給者証受領までの間の対象難病の治療費（自己負担上限額を超えた額）は、後日償還払い申請をすることで返金されます。
- 受給者証の内容等、個人情報を含む問い合わせは、本人又は代理人にしかお答えできません。  
入院や施設に入所などで、ご家族等本人以外が手続きを代理で行う必要がある場合は、申請書類の補正等が必要になる場合もあるので、委任状の作成をご検討ください。